

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和06年12月18日

計画の名称	霧島市における区画整理による安全・快適なまちづくり（第4期）											
計画の期間	令和07年度～令和11年度（5年間）										重点配分対象の該当	
交付対象	霧島市											
計画の目標	浜之市地区は、霧島市南部の錦江湾に面しており、施行区域を横断する国道10号と隼人港を中心に発展してきた既存市街地である。地区内の道路は狭く、隼人港付近については宅地規模の小さい過密住宅地である。 土地区画整理事業の手法により、都市計画道路、区画道路及び公園等の公共施設の都市基盤施設と、宅地を総合的かつ一体的に整備することで土地利用の増進を図り、居住環境良好な市街地の形成と健康で文化的な生活を営める住宅地の供給を目標とする。											
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	637	A	637	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	0 %

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 R7	中間目標値 R9	最終目標値 R11
1	都市計画道路の安全対策が必要な箇所に対し、対策を実施した割合を100%にする。 都市計画道路の要対策箇所の対策率 = (都市計画道路において安全対策を実施した延長) ÷ (都市計画道路において安全対策を必要とする延長) (%)	44%	50%	100%
2	施行区域における安全で豊かな生活を実現する成果目標として、緊急車両がアクセス可能な宅地の面積を13.0ha(R7)から13.2ha(R11)に拡大。 施行区域内における緊急車両がアクセス可能な宅地の割合を算出する。 (安全で豊かな生活が可能な宅地面積の割合) = 緊急車両がアクセス可能な宅地面積(評価時) / 宅地面積(施行後) (%)	98%	99%	100%
3	施行区域における快適で利便性の高い生活を実現する成果目標として、公園を利用しやすい宅地の面積を13.0ha(R7)から13.2ha(R11)に拡大。 施行区域内における親子が徒歩10分で公園を利用できる宅地の割合を算出する。 (快適で利便性の高い生活が可能な宅地面積の割合) = 徒歩10分で公園を利用できる宅地面積(評価時) / 宅地面積(施行後) (%)	98%	99%	100%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R07	R08	R09	R10	R11			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
道路事業	A01-001	街路	一般	霧島市	直接	霧島市	区画	-	浜之市地区((都)日当 山線)	区画整理 A=18.7ha	霧島市						637	2.13	-
											小計						637		
											合計						637		

(参考様式) 参考図面 (社会資本整備総合交付金)

計画の名称	霧島市における区画整理による安全・快適なまちづくり (第4期)	交付対象	霧島市
計画の期間	令和7年度 ~ 令和11年度 (5年間)		



